

教育・保育施設等における重大事故の再発防止について

New policy for preventing reoccurrence of severe accidents at nurseries and educational facilities

前田正子(甲南大学マネジメント創造学部)

Masako Maeda (Hirao School of Management, Konan University)

m.maeda@center.konan-u.ac.jp

1. 教育・保育施設などでの事故件数の推移

2016年4月に、2015年1月1日から12月31日までの一年間の、教育・保育施設等における事故件数の報告がなされた。これは死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故で、報告件数は627件(うち骨折が全体の81%を占める498件、就学前児童の事故は399件)、そして死亡は14件である、半数の7件は0歳児であった。保育施設等における事故件数について、国が公開を始めたのは2004年からであり、これまでの11年間の累積死亡者数は174件となっている。うち、認可保育所が52件、認可外が120件、その他2件となっている。

2. 事故報告の仕組みの構築

国が自治体に児童福祉施設で起こった事故報告を求めるようになったのは、1966年からである。当時の厚生省の通知では、「すみやかに詳細を報告願いたい」と明記されているが、実際にどのような事故があったのかの全体像は、2004年の事故件数の公開までは、見えないままであった。その後は2010年に厚生労働省が認可・認可外保育施設での事故の報告について事故報告様式や記載例を提示し、報告すべき重大事故の範囲を定めている。さらに2013年には、事故防止の徹底を求めている。2015年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、内閣府は新制度に移行する教育・保育施設などに対し、運営に関する基準(第32条・50条)の中で事故発生時にすみやかに市町村に連絡することを定めた。しかし、事故報告は再発防止に役立たなくてはならない。そこで、新たに2014年秋に「重大事故再発防止検討会」を設置し、①報告対象となる事故の範囲と情報集約の方法、②情報の分析・公表のあり方 ③事故の再発防止のための支援や指導監督のあり方 について検討を行った。事故報告をする児童福祉事業は新制度で保育給付を受ける施設と特定地域型保育事業、放課後児童クラブや病児保育・ファミサポなども含まれることとなった。さらに施設は事故発生後すぐに確認を受けている自治体に報告し、自治体は遅くとも翌日までに国に報告し、その後、詳しい事故状況を一ヶ月後に報告することになっている。(認可外は県に報告)さらに、その情報はデータベース化され、2015年度より公開されることとなった。

3. 自己検証委員会の設置について

さらに事故の再発防止のためには、事故原因の分析が必要である。しかし、これまで国は事故が検証されたかどうかの確認はしていなかった。2008年からの5年間の死亡事故62件のうち、第三者委員会が設置され検証されたのは4件程度とされている(読売新聞調査)。2016年度4月より、国は地方自治体に対し、重大事故については事後的な検証を実施するように求めた。保育入所児童数が拡大する中で、事故予防は重要な課題である。今後の事故検証・再発防止・指導監督・現場への支援のあり方は、まだまだ発展途上であるといえよう。